

～インボイスの登録はお済みですか？～

インボイス制度登録申請会開催のご案内

令和5年10月1日から
[インボイス制度(適格請求書等保存方式)]が
導入されます。

※インボイス(適格請求書)は登録事業者のみ
交付することができます。

インボイスを交付する事業者となるには
事前に登録申請が必要

下記要領で登録申請会を開催致します。完全予約制で実施しますので、
ご都合の良い日時をお電話にてお申し込み下さい。☎0596-26-0016

- 日時 9月25日(月)～9月29日(金) <<完全予約制>>
①13:00～ ②13:30～ ③14:00～ ④14:30～ ⑤15:00～ ⑥15:30～ ⑦16:00～
※予約の際、ご希望の時間①～⑦をお伝えください。
- 内容 インボイスの登録が決まっている会員さん向けに、申請のサポートを
させていただきます。
※制度を詳しく知りたい等のご相談でも可。
- 持ち物 マイナンバーカード、過去の決算書及び申告書の綴り(青いファイル)
- 場所 伊勢青色申告会 事務所
- 注意事項
 - ・免税事業者が登録すると、消費税の課税事業者となり、消費税の申告が必要になります。
 - ・令和5年10月1日から登録を受けるためには、令和5年9月30日までに登録申請書を提出する必要があります。
 - ・予約時間は厳守でお願いします。

〒516-0037伊勢市岩淵1-7-17 伊勢商工会議所内2F

伊勢青色申告会

☎0596-26-0016